

浦添市市民意見提出制度に関する運用要領（試行版）

（趣旨）

第1条 この要領は、浦添市市民意見提出制度実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、市民意見提出制度の運用に関し、市の共通ルールを制度化するものとして、必要な事項を定めるものとする。

（事務手続）

第2条 実施機関は、要綱第3条の計画等について、市民の意見提出手続をとる場合は、対象となる案件を所管する課・室等がこの制度による事務手続を行わなければならない。

（市民意見提出の対象等）

第3条 市民意見提出の対象は、長期構想、中期事業実施計画、各種計画等基本的な方向性及び方針並びに個別の行政分野における基本理念等、市の進むべき方向性を定めるものとする。ただし、「白書」のような事実認識及び現状分析を記載したものは該当しないものとする。

- 2 要綱第3条第1項の「条例等」には、市民に適用される規則、告示等を含むものとし、その判断は実施機関が個別に行うものとする。
- 3 要綱第3条第1項ただし書の「法令に基づくもの」とは、計画の策定及び制度並びに条例等の制定に関し、当該計画等の内容が法令に詳細に規定されているもの又は意見聴取の手続等が法令により定められているものをいう。
- 4 要綱第3条第1項ただし書の「迅速性又は緊急性」とは、早急に対応する必要がある場合において、市民意見提出手続を踏むことで時間のロスになり、かえって政策の効果が損なわれるときをいう。
- 5 前項の規定は、「迅速性又は緊急性」が失われた後に、再度、市民に対し意見提出手続を求めることを妨げない。

（実施時期及び募集期間）

第4条 市民意見提出の実施時期については、市民の意見提出期間を十分に確保し、計画等の内容及び意思決定までの検討スケジュール、審議会等の開催計画等を勘案した上で、実施機関が個別に判断するものとする。

2 実施機関は、計画等の企画立案段階に合わせて複数回にわたり市民意見等の募集をしても差し支えないものとする。

（実施方法）

第5条 実施機関は、市民の意見等を求める場合は、次に掲げる事項を公表した上で行う

ものとする。

- (1) 要綱第 5 条第 1 項の「参考資料」については、市民の理解に資するため、根拠法令、規則又は制度の策定等により生じると思われる市民への影響、その他計画等に関連する事項等の記載に努めるものとする。
- (2) 条例案については、条文のみを公表するのではなく、市民がわかりやすいように要点等を記載するものとする。
- (3) 意見募集の庁内手続
 - ア 実施機関の長は、対象となる案件の原案及び参考資料を市のホームページに掲載する。
 - イ 実施機関の長は、企画部国際交流課長に対象となる案件の原案及び参考資料を提出し、「広報うらそえ」への掲載を依頼するものとする。
 - ウ 実施機関の長は、総務部文書課長に対象となる案件の原案及び参考資料を提出し、市政情報センターでの閲覧又は配布を依頼するものとする。
 - エ 総務部文書課長は、実施機関の長から対象となる案件の原案及び参考資料の送付を受け、公表日から市民に閲覧又は配布するものとする。

(意見等の受理方法)

第 6 条 意見等の受理は、要綱第 6 条に定める方法による。なお、匿名や電話、口頭による意見の提出があった場合は、意見の提出方法を説明する。

(意見等の公表)

第 7 条 実施機関は、意見等を公表する場合は、必ずしも原文そのものを公表する必要はなく、意見等の趣旨から外れないよう要約し、複数の同様意見等があった場合は整理をし、意見等に対する実施機関の考え方とともに公表する。

(実施結果一覧の公表)

第 8 条 実施結果の一覧を、次のとおり公表する。

- (1) 実施機関の長は計画等に関する意見提出の実施結果一覧を要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき作成し、企画部国際交流課長に通知するものとする。
- (2) 企画部国際交流課長は、実施結果の一覧を整理し、市のホームページに掲載し、市民に公表する。公表期間は 6 月間とする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。